# 国際秩序と人命救助

―冷戦終結以後の人道的介入の正当化に関する議論を中心に―1)

上野友也

#### 要旨

冷戦終結以後の人道危機に対する国際的対応の一つとして人道的介入が実行され、コソヴォに対する人道的介入を契機として人道的介入の正当化の議論が生じた。『保護する責任』報告書は、人道的介入の正当化の基準を提起することで人道的介入の正当化の議論に最も影響を与えた。このような人道的介入の正当化の議論は、人道危機の国際的対応に関する道義的問題にとどまらず、国際秩序の将来に関する政治的問題も含意した。人道的介入の正当化は、人道的介入の権限と能力を保持する大国や地域大国を中心とする連帯主義的国際秩序を正当化することにもなった。しかし、人道的介入は他国の人道危機に対する例外的措置として正当化されたに過ぎず、原則的対応は人道支援機関による人道支援であることから、人道支援の実効性を向上させる必要があることを解明した。

キーワード:人道的介入、人道支援、保護する責任、国際秩序、連帯主義

# I 序論

冷戦終結以後、外国の軍隊が他国の人道危機の被災者を救済するために被災国に介入する人道的介入が実践されるようになった。冷戦終結以後の人道的介入の初めての事例は、湾岸戦争直後の混乱から生じたクルド難民を救援するための多国籍軍の軍事介入であるといわれる。クルド難民支援を目的とする人道的介入を出発点として、1992年、アメリカ軍主体の多国籍軍が人道支援の促進を目的としてソマリアに軍事介入し、国際連合(以下、「国連」という)がボスニアのサライェヴォ空港での援助物資の搬入を確保するために国連保護軍を展開した。さらに、1994年、フランス軍主体の多国籍軍がジェノサイドの生存者を救済する目的で疲弊したルワンダに軍事介入した。このようにして、他国の人道危機に軍事的に対応することが試みられるようになったのである。

このような人道的介入は、国連安全保障理事会が武力行使の権限を多国籍軍などに授権する 決議を経て正当化された。ところが、1999年、国連安全保障理事会の授権決議を経ずに、北大 西洋条約機構がコソヴォ自治州のアルバニア系住民を救済するためにユーゴスラヴィア連邦に

<sup>1)</sup> 本稿は、平成20年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の研究成果の一部である。

対する空爆を断続的に実施した。コソヴォに対する人道的介入に関しては、外交政策担当者の間だけでなく国際政治や国際法の研究者の間でも、人道的介入の正当化の問題が惹起することになった。それは、人道的介入がいかなる人道危機に対してどのような根拠に基づいて実行されるべきなのかという問題である。

人道的介入の正当化の問題は、多様な論点を含む複雑な問題である。その中でも最も基礎となる論点は、被害者を救済するために加害者に対して制裁を加えることが正当化できるのかという問題である。国内秩序においては、加害者に対する制裁は国民の合意に基づいた法律に基づいて実行される。しかし、国際秩序においては、国家が他国の被害者を救済するために制裁として他国に軍事介入するためには、国際秩序を維持する諸原則である内政不干渉義務や武力不行使義務を乗り越えて正当化する必要がある。

それゆえ、人道的介入の正当化の問題は、他国の人道危機に対する国際的対応に関する道義的問題だけでなく、国際秩序の将来のあり方に関する政治的問題も孕んでいるといえる。人道的介入の許容は、人道的介入の正当化の権限と軍事的能力を保持する大国に有利な国際秩序をもたらし、人道的介入の禁止は、現在の国際秩序よりも主権の平等がさらに強調される国際秩序を導くことになるであろう。一方、人道的介入を含めた暴力的手段への依存に対する批判も、国際秩序の軍事化に対する一定の制限的効果を与えるであろう。本来、赤十字国際委員会を初めとする人道支援機関が人道危機に対応してきたのであり、人道支援機関が人道支援を通じて暴力に依拠する国際秩序に一定の制約を加えてきた。

本稿では、冷戦終結以後の人道的介入の正当化の問題を研究の対象とし、どのように人道的介入が正当化されたのかという正当化の事実を把握した上で、どのように人道的介入が正当化されるべきなのかという正当化の議論を考察したい。その上で、人道的介入は人道危機に対する例外的措置として正当化されるにすぎず、それが新しい国際秩序を形成することは困難であることを解明し、人道危機に対する原則的手段である非暴力的手段による人道支援の実効性を向上させる必要性を論じていきたい。

# Ⅱ 用語の定義

人道的介入の正当化の議論を本格的に始める前に、人道的介入の概念を明確にしておきたい。 人道的介入の概念に関しては、人道的介入の代表的な論者が定義を試みている。アダム・ロバーツ (Adam Roberts) は、「単一又は複数の国家が、被介入国の住民の大規模な被災と死を回避する目的で、被介入国の同意なしに武力を使用して実施する強制的活動」と定義している<sup>2)</sup>。 また、J・ホルツグリーフ(J. Holzgrefe)は、「国家(または国家の集団)が、被介入国の許可なしに、被介入国の市民の基本的人権に対する広範かつ大規模な侵害を回避し、停止させる

<sup>2)</sup> Roberts (1996: 19).

ために、国境を越えて武力による威嚇又は使用をする行為」と定義し<sup>3)</sup>、ジェニファー・ウェルシュ(Jennifer Welsh)は、「大規模な人権侵害に対応し、広範な人間の被災を回避するために、武力の行使を含めて、ある国家の国内問題に対して強制的に干渉すること」と定義した<sup>4)</sup>。いずれの定義についても、国家や国家の連合体が他国の被災者に人道支援を提供することを主要な目的とする軍事介入であることで共通している。

人道的介入の概念をさらに明確にするためには、人道支援を定義する必要があろう。人道支援とは、自然災害や武力紛争の被災者の生命と安全を確保するために、被災者に対して援助や保護を提供する行為である。被災者は、一般に災害の経験者を意味するが、すべての災害の経験者に人道支援は必要ではなく、自己の生命と安全を自己の能力で維持できない人びとに対してのみ支援が必要である。

# ■ 人道的介入の正当化と国際秩序

# 1. 人道的介入の正当化に関する基本的問題

人道的介入の概念は明確となったので、人道的介入の正当化に関する問題について議論を進めていきたい。人道的介入の正当化に関する問題は多様な論点を含んでいるが、その中でも最も基本的な論点は、危害を加えられている人を救済するために危害を加えている人に対して制裁として危害を加えることが正当化できるのかという問題である。換言すれば、これは被害者を救済するために加害者に対して制裁を加えることが正当化できるのかという問題である。

これを正当化するためには、加害者の加害行為が違法または不正な行為であり、制裁者の加害行為が合法または正当な行為であると峻別できなければならない。それは、そうでなければ、制裁と称して行使される加害行為は、加害者の違法または不正行為と区別できないので、制裁として正当化できないからである。このような区別を可能とするためには、両者を区別する法的・道義的基準が必要となる。

# 2. 人道的介入の正当化に関する国際的問題

#### 2. 1 国際社会における制裁の正当化

国内秩序の維持を目的とする制裁の場合、制裁の主体は政府であり、その客体は個人である。 一方、国際社会の維持を目的とする制裁の場合、制裁の主体は国家や国家の連合体であり、その客体は国家である。このように国内秩序と国際秩序では制裁の主体と客体が異なるのであるが、国際社会における制裁の正当化の場合も、国際社会において違法行為と制裁を区別する法的・道義的基準が存在すれば、国家や国家の連合体がその規範に基づいて他国に対する制裁を科すことは正当化できる。

<sup>3)</sup> Holzgrefe (2003:18).

<sup>4)</sup> Welsh (2004:3).

## 2. 2 戦争の正当化

それゆえ、国家や国家の連合体が他国に軍事制裁を科すためには、国益を追求する手段としての戦争と制裁としての戦争を峻別するための法的・道義的基準が必要となる。ここでは、このような戦争の正当化の基準をめぐる三つの立場を明確にし、戦争の正当化に関する基準の内容については後述したい。

戦争の正当化に関する立場は、現実主義、正戦論、絶対平和主義の三つの立場に峻別されてきた。現実主義は、多様な見解を包含する思想体系の一つであるが、戦争の正当化という文脈では道義的・法的基準に基づく戦争の正否の区別を拒絶し、国益を追求する手段としての戦争のみを正当化する立場である。絶対平和主義は、他者に対する危害を一切容認しないので、戦争の正否の区別も拒否し、あらゆる形態の戦争を否定する立場である。

正戦論は、道義的・法的基準に基づく戦争の正否の区別を許容し、違法・不正行為としての 戦争と合法・正当行為としての戦争の峻別し、制裁としての戦争を合法・正当な戦争として正 当化する立場である。それゆえ、正戦論では両者を区別する法的・道義的基準が必要となる。 正戦論の立場では、どのような戦争の正当化の基準が存在し、どのように戦争の正当化の基準 を適用するのかに関する見解の相違の余地を残すので、どのような戦争が正当化できるのかに 関して一致した見解は存在しない。

#### 2.3 人道的介入の正当化に対する四つの立場

人道的介入は武力行使を伴う軍事介入であるので、戦争の正当化に対する議論は人道的介入の正当化の議論に応用できるであろう。それゆえ、人道的介入の正当化に関しても、戦争の正当化に関する三つの立場を区別できる。また、正戦論の立場は、いかなる戦争の正当化の基準を提供するかに応じて戦争の正当化に対する立場が分かれたように、人道的介入の正当化を肯定する立場と否定する立場の二つに峻別することもできるであろう。

英国の国際政治学者ニコラス・ウィラー(Nicholas Wheeler)は、英国学派のヘドリー・ブル(Hedley Bull)の法の強制に関する多元主義(Pluralism)と連帯主義(Solidarism)の区別<sup>50</sup>を、国家の主権と個人の人権のいずれを優先するべきかという区分に置き換えて、人道的介入の正当化の議論を展開した<sup>60</sup>。ウィラーによれば、多元主義は現在の国際秩序を維持する主権国家体制を擁護するために人道的介入に否定的な立場であり、連帯主義は現在の国際秩序に変更を迫り個人の人権を擁護するために人道的介入に肯定的な立場である。

<sup>5)</sup> ブルによれば、多元主義は実定法国際政治学者オッペンハイムを代表とする立場であり、国際社会では違法行為と制裁との区別に関する総意が存在しないので制裁の執行に消極的な立場である一方、連帯主義は国際法の父グロティウスを代表とする立場であり、国際社会では違法行為と制裁の区別に関する総意が存在するので制裁の実行に積極的な立場である。それゆえ、ブルによれば、多元主義は人道的介入に消極的であり、連帯主義は人道的介入に積極的であると区別される。Bull (1966), Bull (1977).

<sup>6)</sup> ウィラーの多元主義と連帯主義の峻別に関しては、以下の文献を参考のこと。Wheeler (1992), Wheeler (2000). 現実主義と多元主義からの連帯主義への批判と、この批判に対する連帯主義の応答に関しては、以下の文献を参考のこと。Wheeler and Bellamy (2004).

本稿では、ウィラーの多元主義と連帯主義の区分を採用し、人道的介入の正当化に対する立 場を、現実主義、多元主義、連帯主義、絶対平和主義の四つに分類して議論を展開していきたい。

# 3. 人道的介入の正当化と国際秩序

人道的介入の正当化の議論は、国際秩序を維持する内政不干渉義務や武力不行使義務といっ た諸原則に変更を迫ることで、主権国家体制に動揺を与えることにもなった。それゆえ、これ は既存の国際秩序の維持と破壊をめぐる政治的闘争も意味している。以下、人道的介入の正当 化に対する四つの立場と国際秩序に対する視点との関係について述べたい。

人道的介入の正当化に対して積極的な立場である連帯主義は、軍事制裁を通じた国際秩序の 維持を肯定する立場でもあるので、軍事制裁を実行する権限と能力を保持する大国を中心とし た国際秩序の実現を図ろうとする。

人道的介入の正当化に対して消極的な立場である多元主義は、主権国家体制の維持を肯定し、 内政不干渉義務や武力不行使義務の諸原則の遵守を強調するので、主権の平等を基礎とする国 際秩序を企図しようとする。

また、人道的介入の正当化に対して消極的な立場である現実主義は、主権国家体制の維持を 肯定するが、国益を追求する権力政治を通じた国際秩序を理想とする。国益を追求する手段と しての戦争は放棄されておらず、軍事力を保持する大国や地域大国に有利な国際秩序である。 現実主義の国際秩序では、秩序を維持する重要な目的が国益の追求であるのに対して、連帯主 義の国際秩序では、国際正義の実現が秩序を維持する主要な目的となる。

そして、あらゆる戦争に対して消極的な立場である絶対平和主義は、国家や国家の連合体に よる軍事力の行使に対して批判し、軍事力に依拠しない国際秩序の実現を図ろうとする。絶対 平和主義に基づく国際秩序では、武力による紛争解決よりも交渉による紛争解決が支持され、 暴力による制裁よりも暴力によらない制裁が追求されるであろう。

この人道的介入の正当化に関する四つの立場は、四つの異なる国際秩序観を体現している。 しかし、いずれの国際秩序観が現実を反映しているかどうかを議論することはあまり意味のな いことである。それは、国際社会の多様な主体が個々に異なる国際秩序観に基づいて国際秩序 をめぐる政治的闘争を展開しているのであり、いずれの国際秩序観も現実であるからである。

# Ⅳ 人道的介入の正当化の事実

これまで人道的介入の正当化の問題の意味を理論的に明確にし、国際秩序における人道的介 入の正当化の問題の意義を明らかにした。ここでは、現実の国際社会において人道的介入がど のように正当化されてきたのかを考察していきたい。

冷戦期の人道的介入として取り上げられることの多い事例は、インドの東パキスタンへの軍 事侵攻、タンザニアのウガンダへの軍事侵攻、ヴェトナムのカンボジアへの軍事介入であるが、 いずれの事例においても、介入国(隣国)が自衛権を主張して正当化されたものであり、人道的介入を正当化の主要な法的基礎として用いたものではなかった $^{7}$ 。

一方、冷戦終結以後の人道的介入の多くは、国連憲章第7章に基づく軍事的強制措置として 法的に正当化された。国連安全保障理事会は、国連憲章第39条の規定に基づいて一国内の大規 模な人道危機や難民流出について「国際の平和と安全に対する脅威」の存在を決定し、国連憲 章第7章に基づいて「必要なあらゆる手段」または「必要なあらゆる措置」を執る権限を国連 加盟国などに授権することで、人道的介入を正当化した。

たとえば、ソマリアに対する人道的介入に関しては、1992年12月3日、国連安全保障理事会が決議794を採択して人道的介入を正当化した。決議794によれば、国連安全保障理事会は「ソマリアの紛争によって生じ、人道支援の分配に際して発生した妨害によって一層悪化した人的被害の規模が、国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定し(前文)」、「国連憲章第7章に基づいて行動し、事務総長と加盟国に対して、ソマリアにおける人道支援活動のための安全な環境を可能な限り早急に確立するべく、必要なあらゆる手段を用いるために、上記第8項(アメリカによるソマリアへの人道的介入の提案)に言明された提案を協力して実施することを許可した(第10項)」8。1992年12月4日、この決議に基づいて、アメリカ軍主体の多国籍軍による「希望回復作戦」が開始された。

国連安全保障理事会は、ボスニアやルワンダに対する人道的介入に際しても、ソマリアに対する人道的介入と同様に加盟国などに対して人道支援を目的とする武力行使の権限を授権して人道的介入を正当化した。しかし、コソヴォに対する人道的介入は、国連安全保障理事会の武力行使容認決議なしで実行された。

1999年1月5日、コソヴォのラチャック村襲撃事件を契機として、ユーゴスラヴィアとコソヴォ自治州との緊張が一気に高まり、北大西洋条約機構やコンタクト・グループとユーゴスラヴィアとの和平交渉が行われたが、最終的には決裂した。そして、1999年3月24日、北大西洋条約機構軍がユーゴスラヴィア軍やユーゴスラヴィア連邦の主要軍事施設・都市施設の攻撃を開始した。

同日、国連安全保障理事会第3988会合が召集され、理事国間で空爆に関する激しい応酬が繰り広げられた。イギリスのグリーンストック氏は会合において北大西洋条約機構軍の空爆を正当化する立場から以下のように発言している。「執られた行動(北大西洋条約機構軍の空爆)は合法である。それは、極度の人道危機を防ぐための例外的措置として正当化されるものである。コソヴォでの現在の状況において、そのような人道危機が急迫のものであるとの説得力のある証拠が存在する。ユーゴスラヴィア連邦当局によって再開された抑圧行為は、市民の生命のさらなる損失を引き起こし、大規模かつ敵対的状況での市民の強制退去をもたらすであろう。武力

<sup>7)</sup> 冷戦期の人道的介入の合法性に関する議論は、以下の文献を参考のこと。Chesterman (2001:45-87)、望月 (2003).

<sup>8)</sup> S/RES/794 (1992), 3 December 1992.

を伴わないあらゆる手段が、この状況を回避するために試みられてきた。このような状況では、急迫の人道上の必要性を理由とした例外的措置として、軍事介入が法的に正当化できるのである。」<sup>9)</sup>。グリーンストック氏の展開した正当化の論理は、人道的介入は急迫の人道上の必要性を理由として例外的措置として法的に正当化できるというものであった。ここで留意するべき点は、アメリカを初めとする北大西洋条約機構諸国の多くは、人道的介入の正当化の基礎として、人道的介入の権利といった新しい法的基礎を持ち出したのではなく、極めて例外的に行われる措置であって、コソヴォの人道的介入は先例と見なされるべきではないと主張した点である。

これに対して、ロシアのラブロフ氏は北大西洋条約機構軍の空爆を批判する立場から、「ユーゴスラヴィア連邦に対する武力の一方的行使は、国連憲章に違反し、国連安全保障理事会の授権なしに実行されたものであるが、これに関与した者は、国連憲章や他の国際法規範を転覆させ、武力優位の一方的な強権政策を世界に確立しようとすることに責めを負うべきである」<sup>10)</sup>と主張し、北大西洋条約機構軍の空爆を国連憲章や国際法規範を破壊させるものとして厳しく非難したのである。国連安全保障理事会第3989回会合では、ベラルーシ、インド、ロシアが共同提案国となって北大西洋条約機構軍のユーゴスラヴィア連邦に対する空爆が「国際の平和と安全に対する脅威」を構成すると主張し、空爆の即時停止を要求する決議案を国連安全保障理事会に提出したが、同決議案は中国、ロシア、ナミビアの3理事国の賛成、他の12理事国の反対で否決された<sup>11)</sup>。このようにして、コソヴォの人道的介入の事例を契機として人道的介入の正当化に関する議論が活発に展開されるようになったのである。

# V 人道的介入の正当化の議論

人道的介入の正当化の議論において問題となったのが、人道的介入がいかなる根拠に基づいてどのように正当化されるべきなのかという問題である。すでに議論したように、人道的介入の正当化の問題は、人道的介入の合法性を確保する国連安全保障理事会の授権決議をめぐる問題として議論された経緯もあるので、人道的介入の正当化の根拠としての法の問題から入りたい。

#### 1. 人道的介入の正当化の根拠としての合法性12)

人道的介入の合法性に関する立場について、五つの代表的な立場を挙げて議論してきたい。 第一の立場は、国家主権の維持の立場であり、前述した多元主義と同様の立場である。これは、 主権国家体制を維持する上で内政不干渉義務と武力不行使義務が最も重要な原則であると主張

<sup>9)</sup> S/PV. 3988, 24 March 1999.

<sup>10)</sup> S/PV. 3988, 24 March 1999.

<sup>11)</sup> S/PV. 3989, 26 March 1999; S/1999/328 (1999), 26 March 1999.

<sup>12)</sup> 人道的介入の合法性の議論に関しては以下の文献を参考にした。Chesterman (2001), Byers and Chesterman (2003), Stromseth (2003), 佐藤 (2000), 佐藤 (2006), 酒井 (2001), 望月 (2003)。とくに、ストロームセスの挙げた人道的介入の合法性に関する四つの立場を参考にした。

し、国連憲章、友好関係原則宣言、国際司法裁判所のニカラグア事件判決や国連総会の不介入 に関する決議を根拠として国内の人道危機に対して外国の軍隊が介入することを拒絶する立場 である。これは、コソヴォの人道的介入に反対したロシアや中国の政治的立場に近いであろう。

一方、連帯主義の立場は極めて多様である。第一は、集団安全保障の柔軟な運用である。国連憲章第2条第7項は、国連に対して加盟国への内政不干渉義務を課しているが、内政不干渉義務の例外が規定された同項但し書きを適用して、国連憲章第7章の軍事的強制措置を積極的に活用する立場である。ただし、この立場は、コソヴォのように国連安全保障理事会での授権決議なしでの人道的介入には否定的である。

第二は、国連憲章の柔軟な解釈である。これには三つの立場が存在する。第一は、人道的介入は、国連憲章第2条第4項の武力不行使義務が保護の対象とする「国の領土保全と政治的独立」を脅かす軍事行為に該当しないので正当化できるという立場である。第二は、国連安全保障理事会での協議が不調に終わり、集団安全保障に基づく軍事的強制措置の発動が失敗した場合、これを担保にして国家が放棄した交戦権が復活し、この交戦権に基づいて人道的介入を正当化する立場である。第三は、人権規範は強行規範(jus cogens)であるので、人権侵害によって生じた人道危機に対する人道的介入は、他の国際法規範とは関わりなく正当化できるという立場である。これらはいずれも、国連安全保障理事会の決議なしでの人道的介入を正当化する主張である。

第三は、国際慣習法としての人道的介入である。これは、人道的介入の権利や義務が、国際 法の法源の一つである国際慣習法として確立しており、国連安全保障理事会での決議を経ずに、 国家や国家の連合体の判断だけで人道的介入が正当化できるという立場である。

第四は、条約としての人道的介入である。これは、人道的介入の権利や義務が、国際法の法源の一つである条約として確立すれば、国連安全保障理事会での決議を経ずに、条約の締約国の判断だけで人道的介入を正当化できるという立場である。実際には、人道的介入の権利や義務を規定する条約は存在しないので、立法論としての立論のみ可能である。

このような人道的介入の合法性に関する議論について評価していきたい。初めに、条約としての人道的介入であるが、主権国家が他国からの人道的介入を法的に甘受する可能性はほとんどなく、国連憲章第103条は国連憲章に抵触する条約を無効としているので、武力不行使義務や内政不干渉義務といった国連憲章の原則を否定する人道的介入に関する条約が合法性を保持できるとは思われない。

次に、国際慣習法としての人道的介入であるが、冷戦期の人道的介入やコソヴォでの人道的介入において介入国が人道的介入の権利や義務といった法的基礎を持ち出して介入を正当化したのではないので、国際慣習法の成立要件である法的確信(opinio juris)を欠き問題がある。

次に、国連憲章の柔軟な解釈である。第一の国連憲章第2条4項の「国の領土保全又は政治的独立」を脅かす武力行使のみが禁止されるという縮小解釈は、起草者の意図や歴史的な経緯を無視した解釈である。起草者は、自衛権の発動を除いたあらゆる武力の行使と威嚇を禁止し

ようとしたのであり、「国の領土保全又は政治的独立」という用語を厳格に解釈するのは一般的ではない。第二の集団安全保障の失敗による交戦権の復活に関しては、「平和のための結集決議」に基づいて国連総会で国際の平和と安全に関する問題を処理することが可能であり、拙速な議論であるといえる。第三の人権規範の強行規範性に関しては、武力不行使義務や内政不干渉義務も強行規範であると一般に理解されるので、強行規範同士の優位と劣位を明確に議論する必要がある。

最も現実的な解釈は、国家主権原則の維持という立場と集団安全保障の柔軟な運用の立場であるといえよう。これは、多元主義と連帯主義との対立も反映している。いずれの解釈が妥当性を有するのかは、国連憲章第39条の「国際の平和と安全に対する脅威」とはいかなる脅威であるのか、そして、その脅威に対していかなる措置が採られるべきかという点に集約される。国連安全保障理事会が一国内の人道危機について「国際の平和と安全に対する脅威」を構成しないと決定すれば、多元主義の解釈に妥当性があり、構成すると決定すれば連帯主義の解釈に妥当性があるといえよう。さらに、国連安全保障理事会がこのような人道危機について脅威を構成すると決定したとしても、これに対する軍事的強制措置を決定しなければ連帯主義の解釈には妥当性がない。この決定の権限は国連安全保障理事会の理事国にあり、この決定の判断は国連憲章第39条の法的解釈ではなく理事国の政治判断に委ねられている。

ここに人道的介入の正当化の根拠としての合法性の限界がある。合法性に関する議論だけでは、いかなる脅威が「平和に対する脅威」であるのかを確定できず、いかなる場合に軍事的強制措置が許容されるのかも理解できない。それゆえ、国連安全保障理事会の理事国の政治的恣意によって人道的介入が濫用されるおそれは排除されない。そこで、次善の措置として「平和に対する脅威」の決定と強制措置の決定に関する国連安全保障理事会の対応に一定の基準を設定するために、正戦論の基準を援用する方法が議論されるようになってきた。

## 2. 人道的介入の正当化の根拠としての道義性

#### 2.1 正戦論の基準

正戦論の基準は、中世スコラ哲学者トマス・アクィナスを初めとする思想家や理論家によって形成され、現代にも継承されてきた<sup>13)</sup>。これは、武力行使の発動の正当化に関する基準(jus ad bellum)と武力行使の手段の正当化に関する基準(jus in bello)の二つの基準から構成されている。武力行使の発動の正当化に関しては、正当な理由、正当な意思、正当な権威、比例性、成功の合理的期待、最終手段の六つの基準から構成される。武力行使の手段の正当化に関しては、比例性と非戦闘員の保護と攻撃の免除の二つの基準から構成されると一般に理解されている。

このような正戦論の基準は、人道的介入の正当化の議論が活発に展開することで、集団安全

<sup>13)</sup> 正戦論の基準に関しては以下の文献を参考のこと。Regan (1996), Lackey (1989).

保障に基づく軍事的強制措置の発動要件と発動方法に関する基準を提供するものとして新たに注目されてきた。しかし、人道的介入の目的は一般的な戦争の目的とは異なるので、正戦論の基準を人道的介入の正当化の基準として適用することは困難である。そこで、人道的介入の正当化の議論では、人道的介入の目的に合わせて修正された正戦論の基準が利用されることにもなった<sup>14</sup>。

# 2.2 『保護する責任』報告書の概要

人道的介入の正当化の議論で最も脚光を浴び、人道的介入の正当化の基準として正戦論の基準を準用したものとして、カナダ政府が主導して設立された「介入と国家主権に関する国際委員会」報告書である『保護する責任 (The Responsibility to Protect)』を挙げることができる<sup>15)</sup>。『保護する責任』報告書は、国家による国民の保護が国家の責任であり主権の要素であることを中心的原則とした。これは、主権の概念に変更を迫り、領域管理の権威としての主権を国民保護の責任としての主権に転換させるものであった。また、『保護する責任』報告書は、国民の保護の主体がもっぱら国家にあるのではなく、国家が国民を保護する能力や意思を持たない場合には、当該国家の主権が一時的に否定されて、国際社会が人間の保護の主体となることも主張するものであった<sup>16)</sup>。

『保護する責任』報告書は、正戦論の基準を人道的介入の正当化の基準として準用しているが、その中でも最も重要な基準である正当な理由、正当な意思、正当な権威の三つの基準に関して考察していきたい。

正当な理由に関しては、人間の保護を目的とする軍事介入が例外かつ異例の措置であることが明確にされた上で、人道的介入の正当化のためには、人間に対する深刻かつ修復不能な危害の存在または急迫な危害の可能性の存在が必要であると主張された。このような人間に対する危害は、国家の意図に基づく危害だけでなく国家の国民に対する保護の意思や能力の欠如によって惹起された危害も含んでいる<sup>17)</sup>。

正当な意思に関しては、人道的介入の主要な目的が人間の被災の停止または回避でなければならないと強調される一方で、国家が人道的介入を通じて国益を追求することは完全に否定されていない。ただし、国家が国益の追求を主要な目的として軍事介入することは否定されている<sup>18)</sup>。

正当な権威に関しては、人道的介入の正当化の権限を有する主体として国連安全保障理事会が挙げられる一方で、常任理事国に対しては重要な国益が関連せず大多数の理事国の支持があ

<sup>14)</sup> 人道的介入の正当化の基準として正戦論の基準を準用した議論として以下の文献を参考のこと。Lucas, Jr. (2003).

<sup>15)</sup> ICISS (2001).

<sup>16)</sup> ICISS (2001:13).

<sup>17)</sup> ICISS (2001:31-33).

<sup>18)</sup> ICISS (2001: 35 – 36).

る場合に拒否権を行使しないように要請している<sup>19)</sup>。しかし、国連安全保障理事会が人道危機の対応に失敗した場合、「平和のための結集決議」に基づいた国連総会での緊急特別会期での対応と、国連安全保障理事会の継続的な承認を要請することを条件として、国連憲章第8章に基づいた地域的・準地域的機関の軍事活動が代替案として提起されている<sup>20)</sup>。それでもなお、人道危機の対応が困難である場合、国家や国家の連合体の判断に基づいた軍事介入の可能性は完全に排除されていない。このような場合、国連安全保障理事会がこのような軍事行動によって国連憲章と国連の信頼性が損なわれる可能性に関してすべての審議で考慮する必要があると言及されている<sup>21)</sup>。これは、国家や国家の連合体が国連安全保障理事会の武力行使容認決議の採択を待たずに人道的介入を実行した場合であっても、軍事行動が国連安全保障理事会の議論の外でさらに展開することを回避するものである。

## 2.3 『保護する責任』報告書の評価

ここでは、『保護する責任』報告書における人道的介入の正当化の基準を評価していきたい。 人道的介入の合法性の議論では、国際の平和に対する脅威の決定と軍事的強制措置の決定が、 国連安全保障理事会の理事国による政治的判断に委ねられているので、理事国の政治的恣意に よる人道的介入の濫用を排除することはできないのであった。『保護する責任』報告書は、人道 的介入の正当化に関する国連安全保障理事会の政治的権威を承認することで人道的介入の合法 性を確保する一方、正戦論の基準を人道的介入の正当化の基準に準用することで理事国の政治 的恣意に基づいた人道的介入の濫用を回避しようとしており、人道的介入の正当化に関する基 準を精緻化したものであると判断できよう。

それでは、『保護する責任』報告書の人道的介入の正当化に関する議論は、国際秩序の維持と 形成に関していかなる含意を有するであろうか。これについて、以下の三つの観点から評価し ていきたい。第一は、制度の問題である。『保護する責任』報告書は、国連安全保障理事会が人 道的介入の正当化に関する最高の権威であることを承認しているので、国連安全保障理事会の 決議の採択には大国の一致が少なくとも必要となることから、大国の国益に有利な人道的介入 のみが実行されることになる。それゆえ、たとえば、ロシア連邦とチェチェン共和国とのチェ チェン紛争のような武力紛争に対しては、大規模な人道危機が生じたとしても人道的介入を実 行することはできないことになる。これは、大国の権威を承認する連帯主義的国際秩序を正当 化することになる。

第二は、能力の問題である。人道的介入は軍事的活動を展開する能力のある国家によって実行されるので、軍事的能力を保持している大国や地域大国が人道的介入を主導することになる。 それゆえ、人道的介入の成功の有無に関わらず、大国や地域大国は被介入国の政治や社会に多

<sup>19)</sup> ICISS (2001: 47-52).

<sup>20)</sup> ICISS (2001:53-54).

<sup>21)</sup> ICISS (2001:54-55).

大な影響を与えることになる。このことも、大国や地域大国の権力を承認する連帯主義的国際 秩序を促進するものであると判断できよう。

第三は、意思の問題である。人道的介入は大国の一致に基づいて正当化され、大国や地域大国の軍事的能力に依存するので、大国や地域大国の国益に左右される。しかし、人道的介入において問題となるのは、大国が人道的介入の意思を有する場合ではなく意思を有さない場合である。この場合、人道的介入が実行されずに武力紛争の被災者は傍観されることになる。たとえば、コンゴのイツリ紛争、ウガンダの神の抵抗軍、スーダンのダルフール戦争のように大規模な人道危機が惹起したにも関わらず、人道的介入が遅延したり実践されなかったりした。それゆえ、連帯主義的国際秩序の実現には、大国や地域大国の意思が必要であるといえるであろう。

## 2. 4 四つの国際秩序観と人道的介入

『保護する責任』報告書における人道的介入の正当化の基準について、これまでの議論を踏まえた上で四つの国際秩序観から評価してみたい。『保護する責任』報告書の見解は、人道的介入を正当化するだけでなく連帯主義的国際秩序も正当化するものである。しかし、『保護する責任』報告書における人道的介入の正当化の基準は、人道危機が正当化の基準を満たせば人道的介入を実行すべきであるという義務の基準ではなく、そのような場合に人道的介入が正当な行為として承認される許容の基準でしかない。それゆえ、連帯主義的国際秩序の実現は大国の意思に依存するのである。

2001年のアメリカ同時多発テロリズム以後、アメリカを初めとする大国は他国の人道危機に対する関心を弱め、自国の安全保障とテロリスト集団の掃討のために、多国籍軍をアフガニスタンとイラクに展開し、戦争後の国際的統治を正当化することで現実主義的国際秩序も正当化してきた。このような対テロリズム戦争の進展は、連帯主義的国際秩序や多元主義的国際秩序の可能性を後退させることになった。

一方、対テロリズム戦争以後の人道危機への国際的対応は、依然として人道支援機関による 人道支援を通じて実践されている。本来、人道的介入は人道危機に対する例外的措置として実 行されたに過ぎず、人道危機に対する原則的措置は絶対平和主義に立脚する伝統的な人道支援 であった。このような伝統的な人道支援が、紛争被災者の救済に十分な役割を果たせるかどう かは議論の余地が残るところであるが、人道的介入の実効性に期待できないのであれば、人道 危機に効果的に対応するためにも伝統的な人道支援の実効性を向上させる必要があると言える であろう。

## M 結論

本稿は、人道的介入の正当化の事実と議論を考察することを通じて、人道的介入の正当化の 議論が、国連安全保障理事会での国際の平和と安全に対する脅威の決定と軍事的強制措置の決 定の問題に集約されることを明らかにし、戦争の正当化に関する基準を人道的介入の正当化に 準用した『保護する責任』の基準が国連安全保障理事会の理事国による政治的恣意による人道 的介入の濫用を回避する効果を有することも明確にした。

また、本稿は、人道的介入の正当化の議論が、人道危機の国際的対応に関する道義的問題に留まらず、国際秩序の形成と維持に関わる政治的問題も含意すると主張した。人道的介入の正当化は、人道的介入の権限と能力を保持する大国や地域大国を中心とする連帯主義的国際秩序も正当化するものであった。しかし、人道的介入が実践されるためには、大国や地域大国の政治的意思が必要であり、アメリカ同時多発テロリズム以後、大国の関心は人道的介入から対テロリズム戦争に移行したので連帯主義的国際秩序の可能性が後退したことも指摘した。

さらに、本稿は、人道的介入が他国の人道危機に対する例外的措置として正当化されたに過ぎず、原則的対応は人道支援機関による人道支援であることから、人道危機に国際的に対応するためには伝統的な人道支援の実効性を高める必要性を説述した。

それゆえ、人道的介入の正当化を議論する上で、伝統的な人道支援の可能性と限界を探究する必要があるであろう。人道支援機関は被災者に対して援助や保護を提供しているが、紛争当事者が人道支援を戦争遂行の手段として利用する場合、人道支援機関と紛争当事者との間で政治的対立が引き起こされ、紛争当事者が人道支援活動を妨害することにもなる。人道支援機関と紛争当事者との政治的関係に関する分析を通じて、人道支援の可能性と限界を考察することができるであろう。

### 参考文献

Bull, Hedley (1966) "The Grotian Conception of International Society," in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.), *Diplomatic Investigations*, London: Allen and Unwin, pp. 51 – 73.

Bull, Hedley (1977) The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics, London: Macmillan.

Byers, Michael and Simon Chesterman (2003) "Changing the Rules about Rules?: Unilateral Humanitarian Intervention and the Future of International Law," in Holzgrefe, J. L. and Robert O. Keohane (eds.),

*Humanitarian Intervention: Ethical, Legal, and Political Dilemmas*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 177 – 203.

Chesterman, Simon (2001) *Just War or Just Peace ?: Humanitarian Intervention and International Law*, Oxford: Oxford University Press.

Chesterman, Simon (2003) "Hard Cases Make Bad Law: Law, Ethics, and Politics in Humanitarian Intervention," in Anthony F. Lang Jr. (ed.), *Just Intervention*, Washington D.C.: Georgetown University Press, pp. 46 – 61.

Hoffman, Peter J. and Thomas G. Weiss (2006) Sword & Salve: Confronting New Wars and Humanitarian Crises, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers.

Holzgrefe, J. L. (2003) "The humanitarian intervention debate," in Holzgrefe, J. L. and Robert O. Keohane (eds.), *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal, and Political Dilemmas*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 15–52.

ICISS (International Commission on Intervention and State Sovereignty) (2001) The Responsibility to Protect, Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, Ottawa: International Development Research Centre.

Lackey, Douglas P. (1989) The Ethics of War and Peace, Upper Saddle River, N.J.: Prentice-Hall.

- Lucas, Jr. George R. (2003) "From *jus ad bellum* to *jus ad pacem*: Re-thinking Just-war Criteria for the Use of Military Force for Humanitarian Ends," in Deen K. Chatterjee and Don E. Scheid (eds.), *Ethics and Foreign Intervention*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 72 96.
- Regan, Richard J. (1996) *Just War: Principles and Cases*, Washington D.C.: The Catholic University of America Press.
- Roberts, Adam (1996) *Humanitarian Action in War: Aid, Protection and Impartiality in a Policy Vacuum*, Oxford: Oxford University Press.
- Welsh, Jennifer M., (2004) *Humanitarian Intervention and International Relations*, Oxford: Oxford University Press.
- Wheeler, Nicholas J. (1992) "Pluralist or Solidarist Conceptions of International Society," *Millennium*, vol. 21, no. 3, pp. 463 487.
- Wheeler, Nicholas J. (2000) Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society, Oxford: Oxford University Press.
- Wheeler, Nicholas J. and Alex J. Bellamy (2004) "Humanitarian Intervention in World Politics," in John Baylis, Steve Smith and Patricia Owens (eds.), *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations*, pp. 555 578.
- 佐藤哲夫 (2000) 「国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動の正当性」『一橋研究年報・法学研究』 第34号、175 - 242頁。
- 佐藤哲夫 (2006) 「国際法から見た「正しい戦争」とは何か―戦争規制の効力と限界―」、山内進編『「正しい戦争」という思想』、勁草書房、233-261頁。
- 酒井啓亘 (2003) 「国連憲章第三九条の機能と安全保障理事会の役割―「平和に対する脅威」概念の拡大とその影響」、山手治之編『現代国際法における人権と平和の保障』下巻所収、東信堂、241-268頁。
- 望月康恵(2003)『人道的干渉の法理論』、国際書院。